

# 住民課からのお知らせ

## 油谷町心身障害者(児)福祉制度

油谷町では、平成四年度から重度心身障害者(児)福祉手当の支給を実施しています。平成五年度分の支給が受けられる方は次の要件を有する方です。

- 支給要件
  - (1)平成五年四月一日現在油谷町に住所を有する在宅者。
  - (2)身体障害者手帳の一級・二級所持者。
- 申請手続
 

住民課福祉係、宇津賀支所、向津具支所で重度心身障害者福祉手当支給申請書を町長に申請してください。

期日 平成五年四月二〇日まで

●手当の額及び支給

| 区     | 分       |         | 療育手帳 |
|-------|---------|---------|------|
|       | 一級      | 二級      |      |
| 二〇歳未満 | 二一、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | A    |
|       | 二一、〇〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | B    |
| 二〇歳以上 | 二一、〇〇〇円 | 八、〇〇〇円  |      |
|       |         | 八、〇〇〇円  |      |

## 福祉タクシー助成制度

心身障害者の方がタクシーを利用した場合、そのタクシー料金の一部(基本料金)を油谷町が助成する制度です。

●対象者  
助成を受けられる者は、油谷町内に住所を有する在宅者

●申請及び利用券の交付  
助成を受けようとする者

- 申請手続
 

で次の各号の一に該当する者。

  - (1)身体障害者手帳の一級から三級までの所持者。
  - (2)精神薄弱者の療育手帳の所持者。

は、油谷町福祉タクシー利用券交付申請書により町長に申請してください。

申請書受理後その内容を審査し適当と認められたら福祉タクシー利用券が交付されます。

●利用できるタクシー  
大津郡内、長門市内に事業所を有し、町長が別に指定する業者。

●福祉手当及び福祉タクシーについての詳しいことの問題い合わせは、役場住民課福祉係(内線四四)へお尋ねください。

## 国民年金保険料が変わります

四月から  
定額 一〇、五〇〇円  
付加 一〇、九〇〇円

国民年金の保険料は、毎月納めるようになっていきます。納め忘れの防止や、納めに行く手間をばくくために、保険料を一定期間前納することができます。四月中に前納されずと、毎月納める場合に比べ割引されますのでお得になります。

●口座振替ご利用の方は、三月中に申し出をしないと前納の処理ができませんので、保険料の前納をご希望の方は、三月中に役場住民課福祉係までご連絡ください。

☎二二一一一(内線四四)

## 四月から特別養護老人ホーム等への入所決定などの事務が町村で行われます

- 高齢者や身体障害者の社会福祉施設への入所決定などの事務が四月から居住地の町村役場で行われます。
- 老人福祉法や身体障害者福祉法などの改正により、特別養護老人ホーム等への入所決定権が県から町村へ移譲されるためです。
- これまで特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・身障者更生援護施設への入所のための窓口事務は町村が、入退所の決定、費用の徴収等の事務は県の社会福祉事務所が行ってききましたが、四月からすべての事務を町村役場が行います。
- 二一世紀の本格的な高齢社会到来に備え、市町村では在宅福祉・施設福祉サービス等きめ細かな対応、計画的な体制づくりが求められます。
- 詳しいことは、役場住民課福祉係、または最寄りの県社会福祉事務所にお尋ねください。

平成5年4月から1年分を納めるとき

|            | 定額保険料   | 定額+付加   |
|------------|---------|---------|
| 毎月納付(1年分)  | 126,000 | 130,800 |
| 前納した時(1年分) | 122,960 | 127,640 |
| 割引額        | 3,040   | 3,160   |